

戸山サンライズ

2013年 夏号

特集

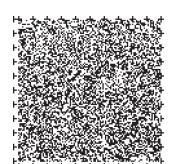
自立支援協議会の活性化に向けて

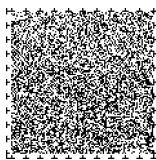
ス ポ ー ツ 遊びやスポーツのルールにおける自立支援の意義
～遊びやスポーツの果たす役割～

レクリエーション グループホームでのレクリエーション活動



全国障害者総合福祉センター





←これは、SP コードです。
専用読み取り装置の使用により、誌面の内容の音声出力
が可能です。

第27回障害者による書道・写真全国コンテスト

写真部門 金賞 「絆 (次に開くのは貴方だよ)」
岐阜県 松野 一二三

(作品PR)

人生も次々と時代交代する世の中ですが、花を見ていたら世代交代では無いが、人生も花も同じ様なサイクルを感じました。

(寸評)

題名の意味よりも、構図の大胆さ、ひまわりの生命力を訴える力
強さに感服しました。写真は文字より強いものだと思っています。



このコンテストは、障害者の文化活動等の推進を図ることで技術の向上、自立への促進並びに積極的な社会参加を目的として、(公財)日本障害者リハビリテーション協会(全国障害者総合福祉センター)の主催により毎年開催されているものです。第27回を迎えた今回のコンテストでも、全国各地より245点(写真部門)にのぼる素晴らしい作品の数々が寄せられました。

目 次

2013年夏号

■特集：自立支援協議会の活性化に向けて

自立支援協議会への期待	小澤 溫	1
北信圏域(長野県)自立支援協議会の取り組み	福岡 寿	4
足立区における地域自立支援協議会の取り組み	二見 清一	7

■スポーツ

遊びやスポーツのルールにおける自立支援の意義 ～遊びやスポーツの果たす役割～	茅野 宏明	10
---	-------	----

■レクリエーション

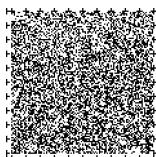
グループホームでのレクリエーション活動	石田 易司	13
---------------------	-------	----

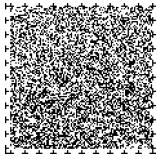
■ライフサポート

「社会保険Q & A」	高橋 利夫	16
-------------	-------	----

■お知らせ

平成25年度 第2回 障害者サービスコーディネーション研修会(アドバンストコース)		
平成25年度 第2回 障害者のためのレクリエーション支援者養成研修会	17	





自立支援協議会への期待

筑波大学
小澤 温

1. 自立支援協議会とは

2006年の障害者自立支援法施行時から、厚生労働省は自立支援協議会の重要性を強調してきました。この背景には、この法律は全国共通のサービスの体系化を目的としている一方で、地域の様々な実情に応じて対応しなければならないことに関しては、市町村が中心となって取り組む地域生活支援事業を制度化したことがあります。特に、相談支援事業が地域生活支援事業の中に制度として位置づけられたことは重要です。自立支援協議会の取り組みは、地域の実情に応じて多様なニーズと地域資源とを結びつけなければならない相談支援事業の取り組みとは密接な関係にあります。

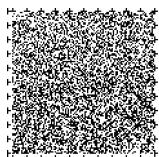
相談支援事業は、対象者（利用者）の把握（アウトリーチ）、面接における関係づくり（インテーク）、情報把握とニーズの整理（アセスメント）、ニーズに対応した支援計画づくり（プランニング）、支援計画に基づいたサービス調整、サービス提供、支援計画とサービスの評価（モニタリング）といった一連のケアマネジメント過程にそって行われます。この時、社会資源や適切なサービスがない場合はサービスや社会資源をつくることが重要です。このようなケアマネジメント過程の中で、サービス調整、社会資源の開発の取り組みは、地域の中で地域状況に応じて、具体的に実施することが求められます。この取り組みを円滑に進めるために自立支援協議会の重要性が強調されました。しかしながら、障害者自立支援法施行時には法定化されなかったこともあり、市町村によって、自立支援協議会への認識、組織化や活動状況に大きな違いがみられました。

2012年度施行の障害者自立支援法の改正により、

ようやく障害者自立支援協議会が法定化されました。2013年度施行の（障害者自立支援法に代わる）障害者総合支援法第89条によれば、その役割として、関係機関の連携、課題についての共有化、地域の状況に応じた体制整備の協議、障害福祉計画に関する意見聴取、の4点があげられています。厚生労働省の示した留意事項では、指定相談支援事業者の積極的な関与、基幹型相談支援センターの担う中心的な役割、相談支援における個別事例の支援のあり方からの地域課題の抽出、地域移行・地域定着支援の推進の際の連携・協力体制づくり、があげられています。

2. 自立支援協議会の展開

「自立支援協議会の運営マニュアル」¹⁾によれば、市町村における自立支援協議会の展開を8つのステップに分けて段階的に説明しています。これによると、最初のステップ1は、「なぜ、自立支援協議会が必要なのか」を、行政担当者と相談支援事業者が中心となって共有することがあげられています。法定化以前から、市町村担当者の理解が進まないことが自立支援協議会の設置と運営に大きな影を落としていました。法定化されたこともあります。障害者自立支援法施行当時よりは市町村担当者の理解は進みましたが、まだ、十分に理解が進んでいない市町村もあるので、このステップ1はとても重要な一歩です。ステップ2は、地域特性（都市化・過疎化状況、人口、相談関係の社会資源数など）に応じた自立支援協議会の設置・運営に関して示しています。これによれば、小規模な町村では広域的な圏域による設置、小規模な市では市



直営、中規模・大規模な市では民間相談支援事業者への委託といった提案をしています。したがって、地域特性に応じて、行政主導の自立支援協議会の運営もあれば、民間相談支援事業者中心の柔軟な運営もあるといった多様な運営・設置形態があるので、地域特性を十分考慮することが重要です。ステップ3では、自立支援協議会の組織構成を考えることになります。これも地域の実情に応じて、個別支援会議、定例会議、全体会議に加えて、領域別の部会（子ども部会、就労部会、地域生活部会など）を組織化していくことが重要です。部会が多く、複雑な運営組織の場合は、会議も多くなり、関係者の参加がむずかしい場合もあるので、注意が必要です。ステップ4では、ステップ3で組織化した自立支援協議会を運営するために、誰に声をかけて参加を募るのかが重要になります。この場合、定例会議、全体会議の会長（委員長）の人選だけでなく、領域別の部会のリーダーも重要になります。部会のリーダーには、地域資源の状況も十分把握している相談支援専門員がいれば、その人が適任と思われます。ステップ5では、自立支援協議会の組織と人選に加えて、運営の規定の整備を示しています。自立支援協議会は市町村の独自の運営が前提にあるので、市町村行政が組織化された自立支援協議会の状況に即して規定を整備することが重要です。ただし、あまり細かい規定を整備すると組織としての柔軟性に欠けるので、バランスが大事です。この規定の整備では、障害者施策全般を検討する障害施策推進協議会といった障害者基本法に基盤を置いて法定化されている審議会との関係を明確にしておくことも、自立支援協議会の役割をはっきり理解する上で重要なことです。

ステップ6では、自立支援協議会の進行の手順が示されています。ここでは、個別支援会議から定例会議、専門部会、全体会への流れと課題の整理が、居住サポートを例に示されています。（図1）この流れで、相談支援のケアマネジメント過程における社会資源の検討（既存制度の利用しやすさの検討）に該当する取り組みといえます。さらに、ステッ

プ7では、自立支援協議会の社会資源開発と社会資源の活用に関する役割についてふれています。

（図2）この取り組みが、さらに発展していくと、ステップ8にあるような個別支援のケアマネジメントと自立支援協議会とが車の両輪のような形で展開し、相談支援の強化と地域づくりにつながってきます。（図3）ここまで行くことは理想的で

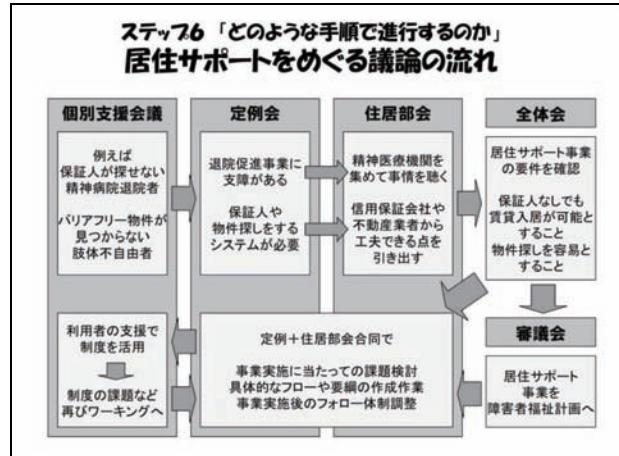


図1

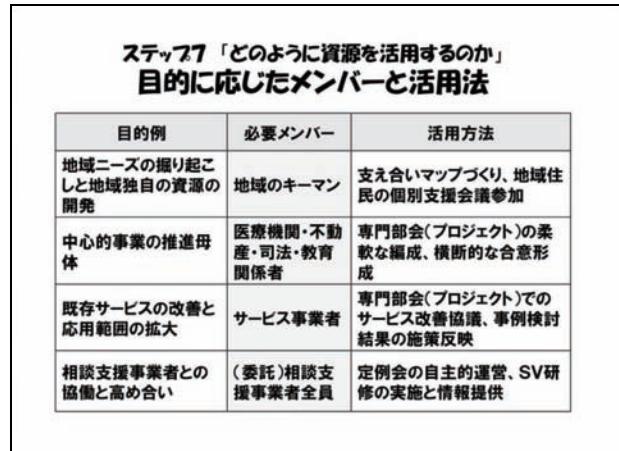


図2

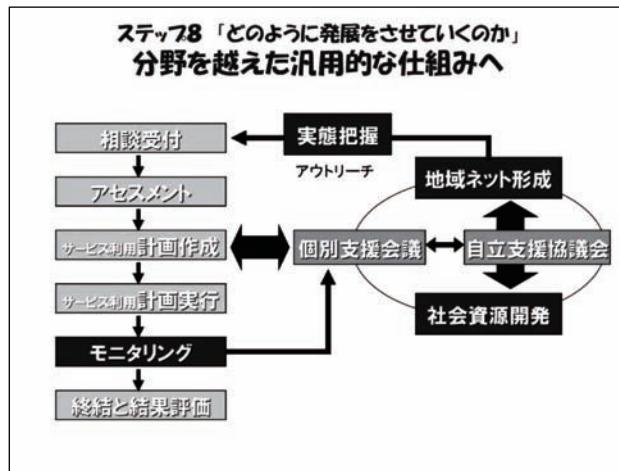
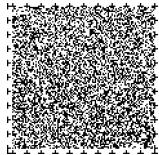


図3



ですが、現実には、組織運営や関わる関係者の制約などもあり、そう簡単ではありません。しかし、ここに示されたステップを一步でも登ることによって、自立支援協議会の意義を理解し、深めていくことが重要です。

ここまででは、市町村自立支援協議会を中心にふれてきましたが、都道府県自立支援協議会も重要な役割があります。都道府県自立支援協議会に関しては「自立支援協議会のあり方を探る」という冊子²⁾があります。それによれば、地域の実態把握と情報の共有機能、地域（市町村）の相談支援体制のバックアップ機能、があげられています。特に、都道府県内の市町村自立支援協議会の助言と情報提供を担うアドバイザーはとても重要です。アドバイザーは都道府県自立支援協議会と市町村自立支援協議会とを結ぶパイプ役として活動することが求められています。

3. 自立支援協議会と相談支援事業

ここまで述べてきたことで、自立支援協議会と相談支援事業との結びつきはかなり理解できたと思います。ここでは、相談支援事業の過去から現在に至る課題と2012年度の障害者自立支援法改正法により制度化された基幹型相談支援センターの役割にふれながら、自立支援協議会への期待について考えたいと思います。

障害者自立支援法以降の相談支援事業に関するこれまでの課題として、相談支援に関する国庫補助事業の廃止により、市町村の裁量にある地域生活支援事業に位置づけたことの結果として自治体間格差が生じたこと、既存の制度における障害の枠にあてはまらない多様な相談対応への不備、利用者中心のケアマネジメント実施の困難さ、専門相談機関への紹介の困難さといったことがあげられます。したがって、障害者総合支援法ではこれらの課題の解決が求められています。具体的な内容としては、総合的な相談支援の拠点の設置、都道府県の専門相談

機関への紹介システムの充実があります。総合相談には、既存制度の障害分野にこだわらない幅広い相談に対応することや専門相談機関にリファー（紹介）が必要です。また、相談支援事業者の作成した計画（サービス等利用計画）に関しての助言指導、ピアサポート人材の育成と支援やアドボカシー（権利擁護）活動の実施といったことが求められます。制度化された基幹型相談支援センターには、このような課題への取り組みが必要です。厚生労働省のイメージでは、このセンターは自立支援協議会との密接な関係をもちながら展開することが明示されています。（図4） 残念なことは、このセンターが市町村の任意設置となつたことですが、今後の自立支援協議会の活性化のためにも、地域の相談支援の充実のためにも、整備を進めていく必要があると思います。

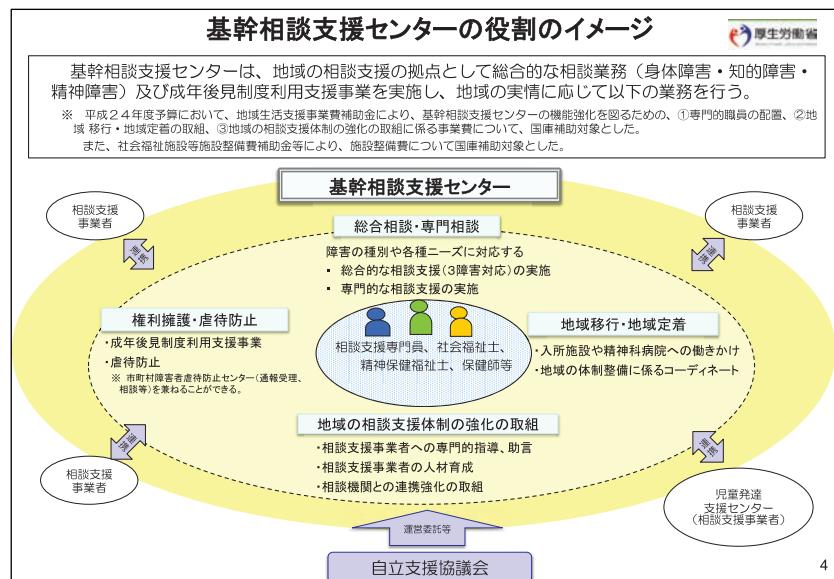


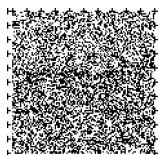
図4

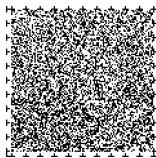
文献

- 1) 自立支援協議会の運営マニュアル作成・普及事業企画編集委員会：「自立支援協議会の運営マニュアル」、日本障害者リハビリテーション協会、2008年
- 2) 自立支援協議会のあり方にについての調査研究事業・調査研究委員会：「自立支援協議会のあり方を探る」、日本障害者リハビリテーション協会、2010年

出所

- 図1 自立支援協議会の運営マニュアル作成・普及事業企画編集委員会：「自立支援協議会の運営マニュアル」、日本障害者リハビリテーション協会、40頁、2008年
- 図2 自立支援協議会の運営マニュアル作成・普及事業企画編集委員会：「自立支援協議会の運営マニュアル」、日本障害者リハビリテーション協会、41頁、2008年
- 図3 自立支援協議会の運営マニュアル作成・普及事業企画編集委員会：「自立支援協議会の運営マニュアル」、日本障害者リハビリテーション協会、42頁、2008年
- 図4 厚生労働省作成資料





北信圏域(長野県)自立支援協議会の取り組み

長野県北信圏域障害者総合相談支援センター

福岡 寿

●自立支援協議会は生き物

自立支援協議会は法律に位置づきました。障害者総合支援法では「協議会」という柔軟な名称で、しかし、義務規定ではありません。

協議会に取り組まなかったからといって、特段の罰則があるわけでもありません。ただ、世間体が悪いだけです。

それだけに、誰かがやりたいといつも強く思い、その思いが、周りに感染し、いつの間にか地域の関係機関の誰もが、「これは、必要だ、あったらい、いや、なきやだめだ」と共有化されなければ、すぐに根が枯れてしまいます。

地域を常にアセスマントして、「今、何が旬か?」「何が課題か?」そして、「どんな取り組みが『待ってました!』につながるか?」、考え続け、話し合い続け、取り組み続けていかなくてはなりません。

法)にあまり切迫感を持って関わる関係者は少な

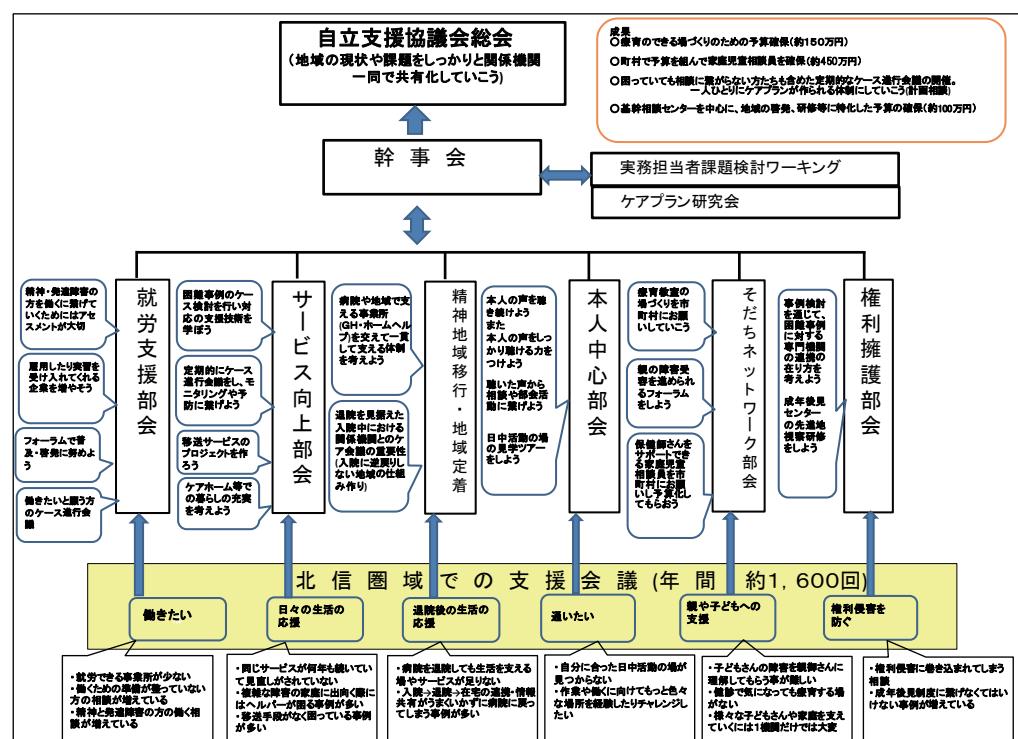
行政は、義務ですから『やらなくては！』と思うでしょうが、義務でない形を整へば終りで

それで、自立支援協議会に取り組んできて、8年間、本当に、「自立支援協議会は生き物だな」と思います。

いつも新鮮な血液を循環させて、時代を呼吸し続ける必要があります。

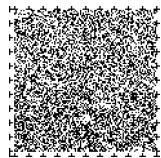
そこで、自分の地域、北信圏域の自立支援協議会、その新陳代謝をどう図ってきたか、何がエポックメイキングだったか、振り返ることのできる機会を頂きました。

現在の取り組みにつながるいくつかの出来事についてまとめてみたいと思います。



●エンジンとしての市町村部会・基幹型相談支援センター(相談支援専門員)

委託相談支援事業所（現在は基幹型も委託されている）の相談支援専門員が定期的に、その間の「活動状況」「特徴的な事例や困難事例」「相談か



ら見える地域の傾向と課題」を市町村担当者の場（「市町村部会」⇒現在は『幹事会』と名称変更）で報告し続けてきました。

もちろんそのベースには、いつも「支援会議」が開催されていて、その場で、頻繁に、関係者が事例を共有化し悩み続ける営みが必須ですが。

明らかに、年を追って、強固に共有化されてきたのは、

- ・「そんなに発達障害が目立ってきてるのか…」
- ・「精神といつても、統合失調症というより、今は、軽度発達障害がひょっとしたらベースにあるんじゃないかという大人の疾患」
- ・「困難事例は、一筋縄ではいかない、チームでアプローチしなくては自爆してしまう」「ゆめゆめ、個人単独プレーはすべからず」…

ある時、ある市の障害福祉課長から「自立支援協議会に市町村長の集まりも設定してもらわないとどうにもならない」という提案がありました。

それは、今や、保育現場でも教育現場でも、対応困難な大人の引きこもりの場面でも、「発達障害に対して、市町村長がしっかり理解してもらえないくては、様々な提案が行き詰ってしまう」という思いからでした。

北信圏域で、「そだちネットワーク部会」を足場に、保育園からの関係機関合同でのチームアプローチ（システム化）、療育資源の拡大（予算化）、日常的な学校現場における「個別支援会議」の開催（「北信圏域特別支援連携協議会とのコラボ」、切れる子どもの防止プログラムである『セカンドステップ』（予算化）等々が実現していったのも、施策化やシステム化を実現していく、エンジン（市町村の担当者の定期的集まりと基幹型相談センターの存在）が年を追って位置づいてきたことが大きく作用しています。

●「聴く」という文化づくり

「日中活動部会」という、日中の事業所（就労継続B型、就労移行等）が組織している部会が当初から設置されていました。

この部会は、一貫して、「本人の声を聴き続ける」という取り組みを愚直に継続し続けてきました。

A町の福祉担当者が、時間を生み出して、B村の作業所（当時）の利用者に、今の思いと、将来の希望を聴きに出向く。

C市の就労継続B型事業所のスタッフが、時間を生み出して、D村の作業所（当時）の利用者に、

今の思いと、将来の希望を聴きに出向く。

…、こうした取り組みの継続。

そこから、本人の声を聴く中で、資源を考えていく、サービスがあって利用者があるのではなくて、利用者のニーズに沿って個別支援計画が作成され、サービスが提供されていくという文化が確実に位置づいてきました。

現在、この部会は「本人中心部会」と名前を変え、「聴いて委員会」「行ってみてやって見て委員会」「ニーズ聴き隊」等のプロジェクト活動を通じて、本人にとって、全ての地域の資源が、アクセス可能であり、体験可能であり、選択可能であるという流れを作ってくれました。

これは、当然、事業所の囲い込みを防止し、本人の思いから、「サービス等利用計画」が作成され、その「サービス等利用計画」に沿って、「個別支援計画」が作成されていくという仕組みが当然の取り組みとして機能する下地になっています。

●ケース進行会議から計画相談、「サービス等利用計画」へ

「在宅支援部会」という部会が当初から設置されていました。現在は「サービス向上部会」と名称を変えています。

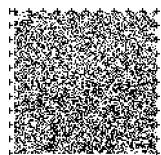
介護保険分野を主たる対象としている、居宅介護事業所のケアマネージャー、そして、訪問介護事業所のサービス提供責任者は、障害分野にケアマネージャーに相当する担当者が全てのサービスを使う利用者に用意されていない不具合を課題として提起し続けてくれました。

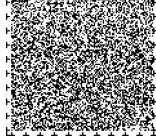
全ての方に、困ったらすぐに相談にかかわったり、アウトリーチのタイミングを見計らったり、必要に応じて支援会議の開催を招集する担当者を用意する必要があるということが共有化されていました。

そんな折、平成23年3月、東日本大震災の翌日、北信圏域でも、長野県北部地震が発生し、最も北部に位置している栄村では、全村民が数ヶ月避難生活を余儀なくされました。

市町村部会で栄村の担当課長さんが、相談を待っているのではなく、出向いてきてほしい（アウトリーチ）と要請してくれました。

在宅支援部会の検討とこのタイミングから、北信圏域では、市町村毎の「ケース進行会議」の開催が定例





化されました。

定期的に市町村に、相談支援センターが出向き、「緊急度の高い方」「今

は、何とかなっているが、近い将来確実に支援が必要になる方」「ご本人が声を上げないために、結果として対応が後回しになってしまっている方」・全ての方に対して、現状把握と今後の対応方針を決めていくという取り組みです。

この取り組みは、結果として、平成24年度からの「サービス等利用計画」、全ての方への計画作成のスムースなスタートにつながりました。

計画作成の開始に伴い、北信圏域では、「サービス等利用計画」作成に関わる相談支援専門員の定期的集まり（相談支援専門員ネットワーク会議）を足場に、様々な研修や基幹型センターからの各計画事業所に出向いてのアウトリーチ支援、プラン作成の質の向上の取り組みが日常的になりました。

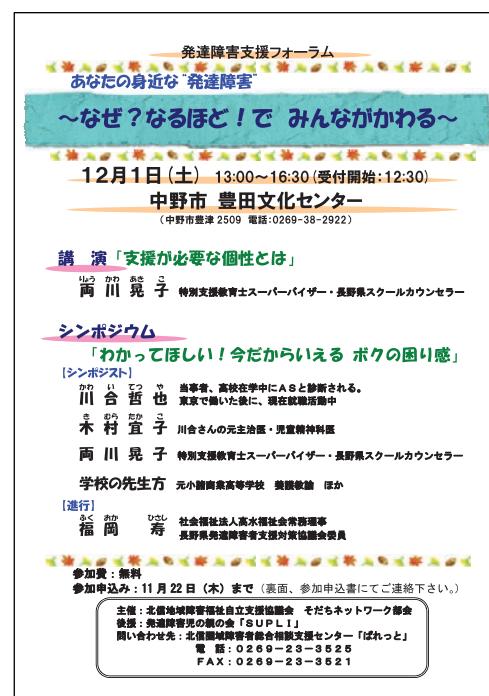
また、市町村担当者も、毎月開催される「課題検討ワーキング」と「ケアプラン研究会」の場で、作成された「サービス等利用計画」の質を検証する営みも恒常的になりました。

- これから、どんな新陳代謝をして、地域を活性化していくてくれるか

生き物を扱うためには、血液と呼吸を絶やしてはいけません。そのためには、取り組みに関わる関係者、特に事務局がいつも「自立支援協議会」を考え続けていることが必須です。

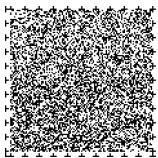
一日に最低5回、自立支援協議会のことを考える人が、地域に何人いるか？筆者の実感では3人位いてくれれば、自立支援協議会のエンジンが止まることはないと思っています。

自立支援法がスタートした平成18年春、「自立支援協議会をどうしていこうか？」と思いつぶやくね



地元ローカル紙へ月一回の定期掲載～就労支援部会～の取り組み





足立区における地域自立支援協議会の取り組み

足立区障がい福祉課（東京都）

二見 清一

1. 地域自立支援協議会の設置からリニューアルまで

足立区では、2000年に介護保険制度が施行される前から、障害者ケアマネジメントの手法を活用した地域生活支援が必要と考え、2003年4月（くしくも支援費制度施行と同時）に、相談支援機能を持たせた「足立区障がい福祉センターあしすと（以下「あしすと」という）を開設しました。あしすとは幼児から成人までの通所部門（現在は児童発達支援センター、生活介護、就労移行支援、自立訓練【機能訓練】の4事業）を区立区営で持つことに加え、専門相談支援機関という位置づけに基づき、ケアマネジメント推進体制の確立、専門職による関係機関支援、ライフステージに応じた支援の実施などを行なうため、自立生活支援室（現在は指定一般・指定特定相談支援事業所）と雇用支援室を設置して、障害者ケアマネジメントや就労支援に取り組んできました。特に、障害者やその家族が相談に訪れるだけではなく、福祉事務所のケースワーカーや区内施設の支援員が、支援に困った時に相談できる機関としての位置付けを特徴としています。また、地域生活支援に必要な関係機関の連携の場として、開設当初から「相談支援ネットワーク会議」を設置。あわせて、適切な相談支援が行なわれているかを検証するため、学識経験者を交え「ケアマネジメント評価会議」を開催し、相談支援の質の向上に努めてきました。

2006年に障害者自立支援法（当時）が施行され、地域自立支援協議会の考え方が示されました。足立区にはすでに同様のしくみができていると（容易に）考え、相談支援ネットワーク会議の名称を「足立区地域自立支援協議会（以下「協議会」という）」に変えて対応しました。ところが実際に開

催していく中で、地域の関係機関等が一同に会してはいるものの、実務担当者と組織の長が混在していて話題や運営が難しかったことや、相談支援以外のネットワークとの関係性が不明確で、様々な課題に十分対応できないなどの課題が明らかになりました。せっかくの協議会もこのままでは形骸化してしまうと考え、2009年にリニューアルを図りました。

2. リニューアル後の地域自立支援協議会

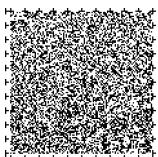
新しい協議会は、①階層化を図り役割分担を明確にする、②既存のネットワークを協議会に取り込む形で再構築を図る、③協議会の設置目的を改めて確認する、という3つの視点で組み立て直しました。まず下表の4階層に整理して、それぞれの役割を明確にするとともに、全体で協議会という共通認識をつくることに努めました。

全体会	関係機関の長で構成、課題の共通認識化、政策提言等
定例会	実務担当の責任者レベルで構成、課題を整理して全体会へつなぐ
専門部会	分野別の専門家で構成された既存のネットワークを再構築（一部新設）
個別支援会議	関係機関の実務担当者による、個々のケースに関する支援会議

以下、それぞれの状況について報告します

1) 土台となる個別支援会議

現場のケースワーカーや支援員のつぶやきを、いかに政策課題としてくみ上げ、施策につなげができるかを協議会の命題と考えました。個別支援会



議は関係機関の実務担当者が集まって開かれるケア会議や、事例検討会のようなオフィシャルなものばかりではなく、個別支援計画作成のためのケース会議はもちろん、大げさに云えば、ケースワーカーがお昼休みに隣の職員とする会話も個別支援会議と捉えようとした。例えば自分が担当するケースについて、こんなことで困っているのに使える制度がないとか、制度があってもここが使いにくいとか、何気なくしている制度の課題や社会資源不足に関する会話を愚痴で終わらせ、政策になぐためのしくみがつくれたらと考えたわけです。

個別支援会議をサポートする役割として、ケアマネジメント評価会議や地域精神ケア会議など、事例検討を中心に行なう会議もありますが、日頃のつぶやきを吸い上げる方法はまだ模索中です。

2)専門部会は既存のネットワークを再構築

協議会は「ネットワークのネットワーク」であると考え、既存のネットワークを協議会の専門部会として位置づけ直して組織化を図り、有機的な連携を目指しました。新たに立ち上げた部会を含め、現在は下記の11の専門部会が定期的に活動しています（相談支援部会と権利擁護部会は今年度から設置準備中）。

- 障がい者相互支援ネットワーク会(Aふらんき)
- 高次脳機能障がい関係機関連絡会
- 発達支援機関連絡会（こども部会）
- 就労支援ネットワーク
- 障がい福祉施設連絡会
- 精神保健福祉情報ネットワーク連絡会
- 発達障がい者支援関係機関連絡会
- 地域移行促進部会
- ケアマネジメント評価会議
- 相談支援部会
- 権利擁護部会(虐待防止ネットワークと調整中)

各部会は、それぞれ分野別の専門家や関係機関の職員で構成されていて、障害別や対象者別にある課題の検討や情報共有を図るなど、それぞれが独立して運営されています。障がい福祉施設連絡

会には、さらにその中に、生活介護・総合研修・中途障がい・保健医療・医療的ケアの5つの委員会が設置さ

れて活動しています。

ひとつひとつの部会の目的や構成を説明するだけの誌面がありませんが、概ね字面どおりの内容にとつてもらって間違いないと思います。

協議会の中の専門部会としての役割は、個別支援会議等で明らかになった課題や、部会で議論された内容を分野別課題として整理し、定例会につなぐことです。

3)課題を整理する定例会

実務担当の責任者レベルで構成されていて、ここが協議会のエンジンになる部分です。個別支援会議や専門部会の報告を受け、その中から共通する課題や個別の課題を整理し、それを全体会へつなぐことが最大の役割です。また実務担当者が集まることで、横の（顔の）つながりをつくることも期待して、年2～3回開催しています。

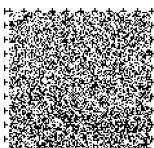
定例会には各専門部会の責任者も構成員に加え、それぞれの部会からの報告をお願いしています。報告は規定の様式で事前に提出を求め、協議会の事務局があらかじめ整理して、定例会での検討を経て全体会につなぎます。様々な課題を整理する中で、一定の政策判断を求められるような場面もありますが、その判断は全体会に委ね、定例会は実務担当者が本音をぶつけ合える場となるよう、全体会との差別化を図っています。

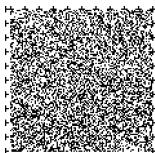
4)政策につなぐための全体会

各組織の長（区は課長級）で構成されるのが全体会で、課題の共有を最大の目的にしています。関係機関の中には児童相談所やハローワーク、特別支援学校、医療機関を含み、警察や消防などは必要に応じて参加してもらうようにしています。

政策化の責任を負うのは区なので、課題の共通認識が図られた場合、社会資源の開発や制度改善に向けて、必要な提言等を行なうことができるとしています。とはいっても圧力団体になるのではなく、あくまでも共通認識と相互理解の場、課題の明確化と連携の強化により、地域意識の向上を促すことを目的として、年1～2回開催しています。

障害当事者に関しては、障害者団体連合会や家族会から参画を得ていますが、なかなか地域で当事者主体に運営していくことは困難です。これは



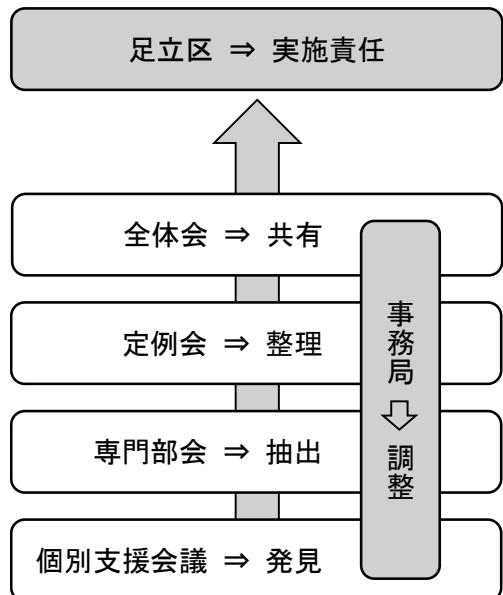


協議会全体の課題になっています。また今年度より、学識経験者の参画を得られるよう、準備を進めているところです。

3. キーワードは「つなぐ」

リニューアルした4つの組織が機能するよう、区の職員で構成する協議会事務局を設置しています。協議会全体がスムーズに運営されるよう、事務局会議を年に8回程度開催し、専門部会の開催状況の把握や、定例会・全体会の開催準備を担っています。また、事務局ニュースを発行して、全体の動きを理解してもらうよう努めています。

事務局も含めた協議会全体としては、下のイメージ図のようにつながっていくことを目指しています。



繰り返しになりますが、明らかになった課題についての実施責任は区にあります。もちろん法で定められたしくみを勝手に変えることはできませんが、国や東京都に改善要望をあげることはもちろん、地域生活支援事業や、区が条例や要綱で定めて実施している事業は、区の判断で改善することができます。

全体会で共有した課題が政策につながった事例をひとつ紹介します。

高次脳機能障がい関係機関連絡会が、高次脳機能障害者の外出支援をテーマに開催されました。実際に移動支援事業を利用した家族から、その有用性について報告してもらいましたが、身体障害者手帳を取得できた方は制度の対象となるのに、

精神保健福祉手帳しか取れない方は
対象とならず（当時）、必要な支援を
受けることができないと指摘があり
ました。この課題を定例会で検討・抽出し、全体会で共有化を図るとともに、高次脳機能障害者の
家族会が制度改善を要望し、精神保健福祉手帳し
か取得できない高次脳機能障害者も、移動支援事業
を利用できるよう予算措置がされました。

このように政策につながることもあるれば、つながらないこともあります。全体会で共有した課題が制度化できなかった場合に、それがなぜ実現できなかったのかをきちんと説明することも、区の実施責任ではないかと考えています。

4. 総合支援法のもとで、これからの課題は

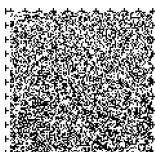
2012年の自立支援法一部改正、2013年のいわゆる障害者総合支援法の施行により、障害福祉施策をめぐる状況は(またまた)大きく動いています。

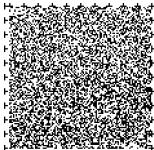
相談支援事業の拡充は、計画相談支援の対象者拡大を控えて待ったなしの課題になっていますが、協議会としては相談支援以外にも、新たに対象となった難病患者等の課題をどこで把握するのか、また障害者虐待防止法や障害者差別解消法などに適切に対応するため、協議会はどのような役割を担うべきか、といった検討も今後必要になってくると考えています。

特別支援教育ネットワークとの関係性も課題として残っています。全体会には特別支援学校長、定例会には特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの参画を得ていますが、教育委員会が主管している特別支援学級のネットワークと協議会との関係性は、まだ構築できていません。

また、総合支援法にばかり目を奪われていると、もっと大きなものを見過ごしてしまいかねません。すでに原案が示されている「障害者基本計画（第3次）」に示された基本的方向に基づき、生活支援、保健・医療など10の分野について具体的にどのように取り組んでいくのか、これもこれから議論していくかなければいけません。

今後進められる制度の見直しに関しても、受け身になることなく、積極的に提言できるような協議会でありたいと思いますが、まだそこは大きな課題です。





遊びやスポーツのルールにおける 自立支援の意義 ～遊びやスポーツの果たす役割～



武庫川女子大学

茅野 宏明

はじめに

夏休みはいかがでしたか。海や山、昆虫採集や魚釣り、キャンプやマリンスポーツ、帰省や墓参、ラジオ体操や納涼祭、国内旅行や海外旅行、読書やいつもと変わらず、など過ごし方はさまざまであったと思います。休み中にしたこと、つまり『自由時間にした活動』を総称して『余暇活動』と言い、『遊び』とも言い換えられます。この遊びは、私たち人間生活の中でも大きな部分を占めている一つです。

本稿では、私たちの生活の中のいろいろな遊びが、自立支援にどのように役立っているのかについて、文化と歴史を振り返りながら学習することをねらいとします。

障害者総合支援の根幹

平成25年4月から施行された障害者総合支援法¹では、「自立」を「基本的人権を享有する個人としての尊厳」に改めました。そして、日常生活や社会生活における『社会参加の機会の確保』も加えられました。

つまり、遊びやスポーツへの参加の機会を確保することも、総合的な支援では、以前にも増して大切になりました。これらの参加機会を確保するには、参加機会を自分で選んで決める『自己選択と自己決定の機会の確

保』が必要です。総合的に生活を支援するには、遊びやスポーツも重要な支援策の一つと言えます。

次項では、遊びが私たちの文化に溶け込んでいることを理解しましょう。

遊びと文化

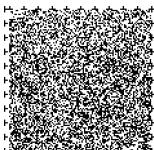
いろいろな遊びが私たちの生活文化に織り交ぜられていると、ホイジンガ²は言いました。子どもの頃の遊びが、私たちの文化に溶け込んでいます。表1に、その一例をまとめました。

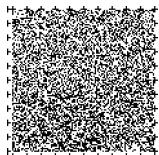
表1 遊びが文化に発展（一例）

遊び	私たちの文化
かけっこ	100メートル走
ジャンケン	くじ引き
ままごと	演劇
すべり台	スノーボード
なぞなぞ	生涯学習
反則	裁判

例えば、オリンピックのロンドン大会男子100メートル走の決勝では、世界中の人々がボルト選手に注目していました。「よーい、ドン」でゴールまで全力疾走する様は、よく考えると、子ども同士の『かけっこ』と変わりありません。

ジャンケンして勝ち負けで鬼を決めるることは、





スポーツの中でコイントスによってボールかコートかを決める様と変わりありません。

ままごとでは、母親役や子ども役を演じますが、演劇では脚本にそって役者が演じます。

すべり台では滑るヒヤッと感を体験し、何度も繰り返す子ども。スノーボードでも同じ体感が得られ、スノーボードはオリンピック競技になりました。

なぞを解くには様々な知識が必要です。人間は生涯何らかの学びを続けます。

ルールを破ると反則があります。法律を破ると裁判が待っています。

いかがですか。生活文化の根底には遊びがありました。では、次に『遊び』を決める条件を学習しましょう。

遊びの条件

遊びの条件をホイジング³は、次のようにまとめました（表2）。

表2 ホイジングによる遊びの条件

1. 決められた時間の範囲
2. 決められた空間の範囲
3. 自発的行為
4. ルールに従う
5. 緊張と歓びの感情を伴う
6. 「日常生活」とは「別物」の意識下

表1の「かけっこ」を例にとりましょう。まず、かけっこしたい子どもが手を上げます（自発的行為）。みんなでスタートとゴールを決め、走る場所（空間）が決まります。次に、誰かにスタートとゴール判定をお願いします（ルール）。「ドン」と言ってから走り始め、先にゴールした方が勝ちます（ルール）。全員がゴールして、かけっこは終

わります（時間）。スタート前、全員が緊張感を味わい、終わった後の勝者は歓び、敗者は悔しがる（緊張と歓び）。日常生活で思いきり走ることは不自然ですが、かけっこでは思いきり走ることが自然です（非日常下）。

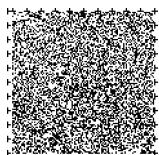
最近のマラソンブームで、日常でもジョギングしている方を見かけます。でも、背広姿でジョギングしている方は、まず見かけません。ほとんどの方がジョギングウェアを着ています。これも「日常生活とは違う意識下」にいる証拠です。背広姿で走っている方は、電車の時間に間に合わないとか、遅刻しそうとかという理由でしょう。

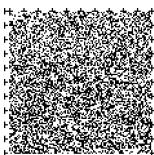
表2中の条件の一つに「ルールに従う」がありました。いよいよ本題に近づいてきました。次項では、遊びが子どもの成長に役立った歴史を振り返りましょう。

プレイグラウンド運動

プレイグラウンド運動は、19世紀後半アメリカのボストンから始まりました。当時、蒸気機関を利用した産業革命により、都市部に設けられた工場で働く人々が家族を連れて移り住みました。人口の急増により、住宅や食料の不足に加え、教室不足や子どもの労働などが社会問題化しました。教育を受けられない子どもたちは路地で遊びましたが、次第に生活が困窮になると、食料やお金を盗むなど非行に走るようになりました。

その姿を見かねた母親たちが立ち上がり、『砂場』を設置し、『遊びの指導者（多くは母親）』を配置し、子どもたちに遊び方を教えながら、ルールを守ったり、他者を思ったりする社会性、現実とは違う空間や時間で体感する緊張と歓びにより、自発的に遊ぶ行為を育て上げました。





子どもの非行防止から始まった動きが、やがては全米に広がり、子どもたちの非行防止はもちろん、子どもたちが社会で主体的に生きる力を養えたのが、プレイグラウンド運動です。今でもアメリカの公園がきれいに整備されているのは、そこに原点があるからでしょう。

日本でも児童遊園や児童館などの「児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない」⁴と定められ、遊びの意義は法律上で認められています。

遊びやスポーツのルールや条件が果たす役割

普段から私たちが目にするスポーツや文化芸術活動は、遊びが原点と言えます。その遊びには、前述表2のとおり、必ずルールがあり、それを取り巻く条件があります。遊びやスポーツはこれら全てが揃ってはじめて成り立ちます。

このような遊びやスポーツのルールや条件を自立支援にどう役立てるかという視点から、一例を表3にまとめました。

表3 遊びやスポーツが自立支援に果たす役割の一例

遊びやスポーツのルールや条件	自立支援に果たす役割の一例
決められた時間の範囲	時間管理力
決められた空間の範囲	地図の読解力、移動力、方向認知、
自発的行為	自己選択、自己決定、忍耐力、創造力
ルールに従う	社会性（法律や規則の遵守力や対人関係力）
緊張と歓びの感情を伴う	感情表現力
「日常生活」とは「別物」の意識下	自己実現への意識、自信獲得

本来、遊びやスポーツは、それ自体が楽しいから自発的に行います。自立支援においては、自発性や創造性や社会性を高めるため、遊びやスポーツを手段として意図して用いることにより、遊びやスポーツが果たす役割を見いだせます。例えば、自己決定を促すことを意図してトランプをしたり、自己実現への意識づけを促すことを意識して水中で自由に浮いたり移動したり、という支援が思いつきます。

おわりに

遊びは子どものものというイメージが強いですが、大人になっても遊びやスポーツは大切です。遊びに「友人との交流」を求めている人が約40%という調査⁵もあります。遊びやスポーツは、いつまでも人間の自発性、創造性、そして社会性の向上に一役買っているのは間違ひありません。

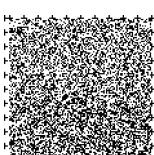
¹ 厚生労働省(2013). 障害者自立支援法新旧対照表、pp. 1-2.

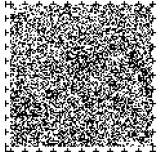
² ホイジンガ(1973). ホモ・ルーデンス、中央公論社（中公文庫）pp. 21-25.

³ 前掲2) pp. 28-37.

⁴ 厚生労働省(2012). 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 第38条、最終改正：平成24年5月31日法律第88号

⁵ 朝日新聞社世論調査部(2013). 朝日新聞全国世論調査詳報 2013年3月面接調査（「日本人の遊びはいま」）、ジャーナリズム、278、p. 131.





グループホームでのレクリエーション活動

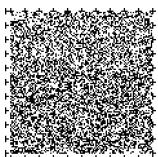
桃山学院大学
教授 石田 易司

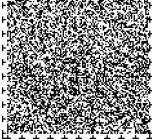
さあ、困ってしまった。グループホームでのレクリエーション活動というテーマを与えられたけれど、各都道府県や市町村によって制度は異なるのだろうけれど、大阪市の場合、グループホーム／ケアホーム（以下グループホーム）での支援とガイドヘルパーの利用が併用できないので、ホームでのレクリエーション活動というのは、ほとんど行われていないのが現状なのだ。

また、グループホームの世話人さんというのは、安全や生活支援のトレーニングは受けておられても、レクリエーション活動の支援のトレーニングを受けてられる方はほとんどないので、ホーム

としてはみんなでまとまってレクリエーション活動に参加することがなかなか難しい。それぞれが個人で、ガイドヘルパーやボランティアの支援によって、週に何度かプールに通ったり、カラオケに行ったり、という活動が中心になっている。

そんな中でもNPO法人キャンピズとグループホームの関係で行われる活動はユニークだ。キャンピズの活動はNPO法人だから、非営利のボランタリーな活動である。グループホームや在宅の、キャンプやスキーなど野外での活動の機会の少ない知的障害者を中心に、毎週末の土日を活用して、自然の中での日帰り・宿泊プログラムを展開して





いるのである。キャンピズというの
はみんなで一緒にキャンプをしよう
という「Camp with」なのである。

たとえば、今年の2月のある日、障がい者20人と学生中心のボランティア25人が大阪市の市民活動基金の助成を受けて、京都府にあるるり渓温泉に1泊の旅行に出かけた。冬の厳しい自然の中の活動だったが、温泉有り、温水プール有り、おいしいご飯をおなかいっぱい食べて、きらめく夜空の星を見て、旅館のスタッフの歓迎を受け、一般客とも一緒に楽しい2日間を過ごしたのだ。

助成金があったから今回は豪勢な旅だったが、普段の土日は青少年活動施設で素朴なキャンプ生活を楽しんでいる。自分たちの手作りの料理でお刺身もビフテキも出ないけれど、自分たちで作った食事はおいしい。仲間といっしょにわいわい言いながら食べるキャンプの食事は特別の味がする。

グループホームの世話人さんや保護者からは、ガイドヘルパーを通して集合地でボランティアにメッセージが伝えられる。「慣れているので、特に課題はありませんが、話好きなHの終わりのない話を真剣に聞いていただければ嬉しいです」「非常ベルなど触ってはいけないものにカバーをして触れることができないように指導してください」「壊れやすいものや高価な

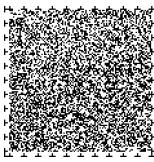


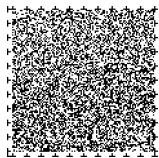
ものは片付けておいていただけると助かります。もし壊した時の弁償は必ずいたします」「もしかするとおねしょをするかもしれないのに、布団の上におむつシートを敷いてください」等のコメントが寄せられる。今回はいつもの青少年施設と違うので、世話人さんもいつもと違ったコメントを届けてくれていた。

同じように、ターミナルで解散するときにはボランティアから世話人さんや保護者にコメントを届ける。「売店でのお土産選びの時、欲しいものを買うのに十分なお金を持っていなかったので、レジのおばさんと相談してお土産を決めることができました」というコメントと一緒に、ホームの仲間や世話人さん、お父さんお母さんへのお土産が届けられるのだ。「前日からパン作り、パン作りと、パン作りのことばかり口にしていたが、本番も本当に集中して、いろいろ自分の好きな形のパンを作っていた。が、途中からその緊張が解けたのか、ボランティアの作ったもののマネに変わっていった」というコメントもパンと一緒に届けられた。



グループホームと、あるいはホームの世話人さんや保護者とのかかわりは、小さなメモに残されたコメントでしかないけれど、土日の2日間、障がいはあってもたくさんのボランティアや市民に





囲まれて、一人ひとりが楽しく有意義な時間を過ごしている。



グループホームからの参加者と反対に自宅からの参加者で、グループホームへ移行していく人も現れた。

キャンピズのキャンプの参加者の多くは元来在宅のメンバーである。ある地域で親の会を中心にになってグループホームが建設された。B君の保護者はB君をかわいがっているし、B君が家族であることで、家族の輪が保たれているように感じていたので、希望するわけはないと思いながら「今度、グループホームというものができるらしい。グループホームとはこういうもので…」と説明をし、「Bはどうする？」と聞いたところ、考えもせずにB君は「行きたい」と言ったという保護者からの報告。「たくさんの仲間といるのは楽しいし、お父さんお母さんがいなくても僕は平気。だっていつもキャンプに行ってるから」と答えたというのである。

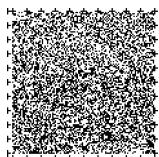
そして、月曜の朝から金曜の夜までグループホーム、作業所での生活をし、金曜日の夕方に家に帰ってきて、月に一度はキャンピズのキャンプに行くけれど、普段は月曜日の朝まで家族と一緒に過ごすというのである。お母さんの話によると、今までの緊張が解けてB君のいない日はなんだか物足りなかつたけれど、先日「Bも楽しい時間を

過ごしているのだから、私たちも旅行に行こう」と、夫婦で1泊の旅行に出かけたというのである。

ショートステイは緊急時ばかりではないというけれど、実際、障がい者にとっては慣れないところ、慣れない人の中で不自由な暮らしを強要されるのだから、親にとっても気になることがいっぱい。でもキャンプは子どもも楽しい体験をしているのだから、安心して、親も自由な時間を過ごすことができるというわけである。レスパイトケアというのは、本来、親の都合だけではなく、障害を持った人自身が喜んでいくから、親にとってもいい意味で休息になるのだろう。

それからB君の一家は親子ともそれぞれが自分たちのペースで毎日を別々に過ごし、必要な時にはみんなで家族としての触れ合いを心から楽しめるようになったというのだ。グループホームの世話人さんの思いもきっと一緒だろう。

ということで、今回はグループホームの利用者の個別のレクリエーション活動を支援するNPO法人キャンピズの活動を紹介した。こんな団体が各地に増えていくことを期待したい。インターネットの「キャンピズ」で検索していただくと、もっとさまざまな活動の詳細が掲載されている。



社会保険 Q&A

(問) 最近、年金に関連した法律の改正が行われたようですが、差し当たりのものとして、どのようなものがあるか教えてください。

(答) 平成24年には、社会保障・税一体改革に関連した年金関係改正法が公布されています。実施時期の早いものから説明することとします。

1. 国民年金法改正法

平成24年11月26日に公布された「国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」をみてみます。

(1) 年金特例公債により国民年金の基礎年金国庫負担を2分の1に(平成24年11月実施)

年金特例公債の発行により、平成24年度及び25年度の基礎年金の国庫負担割合2分の1を維持するものです。

26年度以降は、消費税増税によって基礎年金の国庫負担2分の1が恒久化されます。

(2) 特例水準の解消(平成25年10月から3段階で実施)

過去(平成11~13年)の物価下落時に年金額を据え置いたことなどによって、現在支給されている年金額は、本来の水準よりも2.5%高い水準になっています(特例水準)。

この特例水準(2.5%)について、世代間公平の観点から、通常の物価スライドとは別に、平成25年10月に1%、26年4月に1%、27年4月に0.5%ずつ年金額を引き下げて解消しようとするものです。(詳細は、本誌前号参照)

2. 年金機能強化法

次に、平成24年8月22日に公布された「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」をみてみます。

(1) 遺族基礎年金の父子家庭への支給(平成26年4月実施)

国民年金の遺族基礎年金は、現在は、亡くなった人(夫)に生計を維持されていた子のある妻又は子に支給され、逆に妻が亡くなり、夫と子が残された場合、年金は支給されません。

これを子のある父にも支給するものです。(子は、18歳又は20歳未満の障害等級1級・2級の子)実施される26年4月前に父子家庭となっている場

合は、適用されません。

以下、26年8月までに実施されるものをみます。

(2) 産前産後休業期間中の厚生年金・健康保険の保険料免除

現在、育児休業中の保険料が、本人・会社ともに免除されていますが、次世代育成の観点から、同様に免除されます。

(3) 70歳後に繰下げ受給をしても70歳から年金を受給

現在、70歳に達した後に繰下げ受給の申出をすると、申出のあった翌月分以降の年金しか受給できません。

このような場合でも70歳時点で申出があったものとみなされ、70歳到達月の翌月分から年金が受けられます。

(4) 未支給年金請求の遺族の範囲を3親等以内に拡大

生計を同じくする3親等以内(おい・めい、子の配偶者、おじ・おば、ひ孫、曾祖父母など)に拡大されます。

(5) 国民年金任意加入者の未納期間を合算対象期間に算入

合算対象期間(「カラ期間」として扱われ、受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません)。

そのほかにも次のような事項があります。

(6) 免除期間に対する保険料の取扱いの改善

前納保険料のうち免除に該当した月以降の保険料の還付が受けられます。

(7) 保険料免除の遡及期間を過去2年分に拡大

保険料の納付が可能な過去2年分まで遡及して免除を受けることができます。

(8) 付加保険料の納付期間の延長

保険料と同様、過去2年分まで納付できるようになります。

(9) 障害年金の額改定請求時の待期間の一部緩和

1年の待期間を待たずに請求ができます。

(10) 特別支給の老齢厚生年金の受給開始に関する障害特例の改善(略)

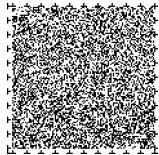
(11) 不在高齢者の届出を義務化

届出により、年金が一時差し止められます。

これらのうち、消費税引き上げの動向によっては、実施時期等が変更になる可能性もあります。

(回答:社会保険労務士 高橋 利夫)

お知らせ



平成25年度 第2回 障害者サービスコーディネーション研修会（アドバンストコース）

- ①目的 障害者の障害特性や保健福祉サービスを円滑に提供するためのコーディネーションの理論と手法について研修し、障害者の地域での自立した生活を支援することのできる優れた人材を養成することにより、障害者の地域福祉の推進に寄与することを目的とします。
- ②主催 全国障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）（厚生労働省委託事業）
- ③開催場所 全国障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）
〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1 TEL 03(3204)3611 FAX 03(3232)3621
- ④期間 平成25年12月13日（金）～12月15日（日）
- ⑤対象者 都道府県、市町村、福祉事務所、相談支援事業所、社会福祉協議会、保健所、障害者福祉センター、相談支援事業所、障害者地域生活支援センター、その他障害者関係施設、障害者居宅支援事業を行う事業所等に所属し、現在、地域で障害者の総合的相談支援に携わり、リーダーを目指す者（現在、リーダーとして活躍中の者を含む）。
- ⑥定員 50名
- ⑦カリキュラム ①厚生労働省最新行政情報 1.5h ②Q&Aセッション 2.5h ③自立に向けての就労支援 2.5h
④サービスコーディネーションの実践（演習）～モニタリングの重要性と終結への考え方～ 6.5h
※カリキュラムは変更する場合があります。
- ⑧必要経費 ①研修費 12,000円 ②懇親会費 2,000円（希望者のみ）（懇親会は、初日の講義終了後に開催を予定しています。）
③宿泊費（1泊朝食付き） 5,000円（希望者のみ・相部屋）
// 6,500円（//・個室・健常者）
// 5,000円（//・個室・障害者）
(宿泊費は、宿泊をする日数分ご用意いただきます。)
- ⑨申込方法 受講申込書を全国障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）宛に直接お申し込みください。受講申込書はホームページよりダウンロードしてください。FAXにて申し込む場合は、FAX送信後に必ず当センター養成研修課まで受信の可否を確認してください。
- ⑩申込締切 定員になり次第締め切ります。
- ⑪受講決定 受講決定通知は11月8日（金）頃より順次発送いたします。
- ⑫宿泊申込 当センターに宿泊を希望する受講者は、宿泊申込書（受講申込書）によりお申し込みください。

平成25年度 第2回 障害者のためのレクリエーション支援者養成研修会

- ①目的 障害者の個々のニーズに対応したレクリエーション支援の理論と手法について研修し、障害者が潤いある豊かな生活を送れるように支援することのできる人材を養成することにより、障害者の自立と社会参加の推進に寄与することを目的とします。
- ②主催 全国障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）（厚生労働省委託事業）
- ③後援 公益財団法人 日本レクリエーション協会 社団法人 東京都レクリエーション協会
- ④開催場所 全国障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）
〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1 TEL 03(3204)3611 FAX 03(3232)3621
- ⑤期間 平成26年1月17日（金）～1月19日（日）
- ⑥対象者 障害者施設等において障害者のレクリエーション支援に携わる者
- ⑦定員 50名
- ⑧カリキュラム ①障害者レクリエーションの基礎的理解 1.5h ②【演習】～レクリエーションプログラムの作成と実施～ 3.5h
③障害者への個人支援 3h ④レクリエーション実技（1）～集団レクリエーション支援～ 2.5h
⑤レクリエーション実技（2）～表現活動～ 2.5h ⑥レクリエーション支援総合実習 5h
※カリキュラムは変更する場合があります。
- ⑨必要経費 ①研修費 12,000円 ②懇親会費 2,000円（希望者のみ）（懇親会は、初日の講義終了後18:00頃開始予定です。）
③宿泊費（1泊朝食付き）5,000円（希望者のみ・相部屋）
// 6,500円（//・個室・健常者）
// 5,000円（//・個室・障害者）
(宿泊費は、宿泊する日数分ご用意いただきます。)

- ⑩申込方法 受講申込書を全国障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）宛に直接お申し込みください。受講申込書はホームページよりダウンロードしてください。FAXにて申し込む場合は、FAX送信後に必ず当センター養成研修課まで受信の可否を確認してください。
- ⑪申込締切 平成25年12月6日（金）必着
- ⑫受講決定 平成25年12月13日（金）頃、受講者決定通知を発送予定。
- ⑬宿泊申込 当センターに宿泊を希望する受講者は、宿泊申込書（受講申込書）によりお申し込みください。

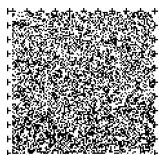
■詳しくは、戸山サンライズのホームページをご覧ください。

戸山サンライズ（通巻第259号）

発行 平成25年10月10日

発行人 公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 会長 炭谷 茂

編集 全国障害者総合福祉センター
〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1
TEL. 03(3204)3611（代表）
FAX. 03(3232)3621
<http://www.normanet.net/jp/~ww100006/index.htm>



職員の福利厚生は ソウェルクラブに お任せください。

ソウェルクラブご加入のおすすめ

会員数 新規会員募集中!

23.2万人

ソウェルクラブは、多種多様な福利厚生サービスを提供しています。

全国約75,000か所の施設を割引価格で利用できる“クラブオフ”も加わり、一段とパワーアップ。さらに、非常勤職員を対象としたサービスコース*(掛金5,000円)も創設予定です。

詳しい内容は、ソウェルクラブのホームページをご覧ください。

*平成25年11月から暫定契約(サービス限定・掛金無料)での実施を予定しています。

ソウェルクラブのしくみ

社会福祉事業経営者が当センターと契約することにより、その事業所に勤務する方が会員として登録され、自由に福利厚生サービスを利用することができます。

掛 金

掛金は職員一人当たり

毎年度1万円(一月当たり833円)です。

サービス一覧



職員の健康管理のために

- 生活習慣病予防健診費用助成
- 健康生活用品給付
- こころとからだの電話健康相談
- スポーツクラブ



職員の慶事のお祝いに

- 結婚お祝品贈呈
- 出産お祝品贈呈
- 入学お祝品贈呈
- 永年勤続記念品贈呈
- 資格取得記念品贈呈



職員の万歳の際に

- 会員死亡弔慰金
- 入院・手術見舞金
- 高度障害・後遺障害見舞金
- 配偶者死亡弔慰金
- 災害見舞金



職員の自己啓発のために

- メンタルヘルス講習会
- 接遇講習会
- レク・リーダー養成講習会
- 広報講習会
- パソコン講習会
- 社会福祉法人新会計基準講習会
- ディズニーアカデミー
- 防災・危機管理講習会
- 障害者総合支援法講演会
- 人材育成講習会
- 海外研修



職員の余暇活用のために

- クラブ・サークル活動助成
- 指定保養所
- 会員制リゾート施設
- 全国提携宿泊施設
- 国内・海外旅行
- レンタカー
- テーマパーク
- 提携レジャー施設
- スクール



職員の生活サポートのために

- 特別資金ローン
- ソウェル保険
- カーライフ
- 葬祭サービス
- 特別提携住宅ローン
- 住まいのサービス
- 結婚式場・結婚サービス
- ショッピング



地域に密着した事業

- 会員交流事業
- 地域開発メニュー

各種情報提供

- ホームページ
- ハンドブック
- 情報誌
- ソウェルクラブFAXニュース
- 提携企業からの情報

ソウェルクラブ“クラブオフ”



ゆっくり過ごし、くつろぐ

リゾート・宿泊

国内外の宿泊施設(リゾートホテル、ビジネスホテル、旅館など)約20,000軒が最大80%OFF
※キャンペーンプランご利用時



暮らしを彩る

グルメ・ライフサポート

グルメ(ホテルでのランチ・ディナー、レストラン、居酒屋、宅配ピザなど)やショッピング、レンタカー、引越、育児・介護サービスなど生活に役立つメニューが最大50%OFF



休日を豊かに楽しむ

レジャー・日帰り湯

お得な映画割引チケット、全国700か所以上の遊園地・水族館、全国600か所以上の日帰り温泉施設、カラオケボックスなど最大75%OFF



リフレッシュ

ピューティー・スポーツ

スポーツクラブ、ゴルフ場、テニスコート、フットサルコート、ウォータースポーツ施設が会員優待。
マッサージ、アロマテラピー、岩盤浴、ヨガ、エステ、スパ、タラソ、ネイル、ヘアサロンなどが会員優待価格。



ソウェルクラブの資料請求、加入のお申し込みは

Sowel
CLUB
ソウェルクラブ

TEL ☎ 0120-292-711

<http://www.sowel.or.jp>

社会福祉法人 福利厚生センター

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-3-1 NBF小川町ビル10階